

津山市地域包括支援センター事業評価結果（概要）

1 事業評価の背景

介護保険法の改正により、平成 30 年度から、市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。

評価の実施については、国から示された全国統一の指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となった。

このことを受け、当市においても事業評価を実施し、評価を踏まえた事業の質の向上を徹底するものとする。

2 評価の方法・評価基準

国が示した評価指標（「市町村指標」及び「地域包括支援センター指標」）に基づき、市及びセンターがそれぞれ事業の取組状況を評価する。

評価の結果は、運営協議会にて報告を行うものとする。

3 評価項目

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①組織・運営体制等 | ②総合相談支援業務 |
| ③権利擁護業務 | ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 |
| ⑤地域ケア会議 | ⑥介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 |
| ⑦事業間連携（社会保障充実分事業） | |

4 評価指標及び達成状況

5～8 ページのとおり

6 本市の評価結果

- ・「権利擁護」「事業間連携（社会保障充実分事業）」の項目においては、令和元年度・2年度とも全国平均を上回っており、現状を維持している。
- ・「地域ケア会議」の項目については、元氣いきいき通所事業の利用者について、モニタリングの仕組みができ、実施できるようになったこと等から評価が高くなった。
- ・「組織運営体制（市）」は、センターの職員数が減少したことで、法で定められたセンターの3職種の人員数も減少したことから評価が低くなった。
- ・「総合相談支援」の項目については、市・センターともに達成率が最も低く、全国平均を下回っている。介護離職防止の観点を含めた家族介護者への支援として、相談件数や内容の分類・取りまとめができていないこと等が課題となっている。
- ・「包括的・継続的ケアマネジメント支援」の項目については、介護支援専門員から受けた相談事例の整理・分類が課題となっており、評価が低くなっている。

7 市・センターともに取組が進んでいない業務（指標）の現状及び改善方針等

指 標	現状と改善方針等
①組織・運営体制等	
年度ごとにセンターの事業計画の策定にあたり、市とセンターで協議し、協議内容を記録に残している	事業計画の協議は各担当者ごとに個別で行っており、内容を記録に残していない。今後は、個別計画を全体計画にまとめ、市とセンターの定例会で協議を行い、記録に残すこととする。
相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市の方針をセンターに示し、それに沿い整備しているか。 (令和元年度実績を評価)	今年度の運営方針に、プライバシー確保の項目を追加し改善している。
②総合相談支援業務	
相談事例の終結条件を定め、共有しているか (令和元年度実績を評価)	センターと協議の上、終結条件を定めたので、令和2年度の運営方針に追加し改善している。
家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか	相談内容は全て記録しているが、「家族介護者」として別途取りまとめを行っていない。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	
センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか	センター職員個人での記録には残しているが、集計まではできていない。

④介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、活用しているか

介護予防手帳の必要性も含め、今後検討する。